

坂出市障害福祉サービス等支給決定基準

(目的)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第22条第1項の規定による支給決定、または第24条第2項の規定による支給決定の変更の決定を行うにあたり、公平かつ適正な給付を決定するため、支給量の基準を定めることを目的とする。

(支給量)

第2条 支給量は1月を単位として決定する。

- 2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援について、その支給基準時間数を別表のとおりとし、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況などを勘案した上で、それを超えない範囲で支給量の決定を行うものとする。

(障害福祉サービスの支給の非定型基準申請)

第3条 坂出市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第44号。以下、「施行細則」という。）第3条に規定する申請書を提出しようとする障害者等で、前条に規定する支給基準時間にサービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況などを勘案した支給上限時間を算出し、その支給量では十分ではないと福祉事務所長が認めるものは、非定型基準申請書（様式第1号）に、法第22条第5項の規定により提出されたサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案または指定特定相談支援事業所が作成したサービス利用計画書、サービス計画内訳書等（以下、「関連資料」という。）を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があり、さらに専門的な意見が必要と認めるものについては、法第22条第2項の規定により、判定依頼書（様式第2号）に関連資料の写しを添えて坂出、宇多津広域行政事務組合障害支援区分審査会に提出し、支給の要否の意見を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準は、令和5年4月1日以降の支給決定または支給決定の変更の決定について適用し、この基準の施行前の支給決定または支給決定の変更の決定については適用しない。

別表 支給基準時間

居宅介護（身体介護）：令和3年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間 30分以上 1時間未満の場合（402単位）」（切り上げ）により算出

令和3年度国庫負担基準（単位）		支給基準時間
区分1	3,040	$3,040 \div 402 \div 7.56 \Rightarrow 8$ 時間/月
区分2	3,930	$3,930 \div 402 \div 9.77 \Rightarrow 10$ 時間/月
区分3	5,770	$5,770 \div 402 \div 14.35 \Rightarrow 15$ 時間/月
区分4	10,850	$10,850 \div 402 \div 26.99 \Rightarrow 27$ 時間/月
区分5	17,380	$17,380 \div 402 \div 43.23 \Rightarrow 44$ 時間/月
区分6	25,000	$25,000 \div 402 \div 62.18 \Rightarrow 63$ 時間/月
障害児	9,750	$9,750 \div 402 \div 9.77 \Rightarrow 10$ 時間/月
障害児（重心）※	—	—

※重症心身障害児の支給上限時間について

重症心身障害児は、重度の肢体不自由および重度の知的障害が重複しており、児童相談所で認定を受けた者をいう。このことから、障害者へ移行して取得する障害支援区分においても、比較的高い支援区分の認定が想定されることから、重症心身障害児の支給上限時間は区分6の支給上限時間と同様とする。

居宅介護（家事援助）：令和3年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間 45分以上 1時間未満の場合（196単位）」（切り上げ）により算出

令和3年度国庫負担基準（単位）		支給基準時間
区分1	3,040	$3,040 \div 196 \div 15.51 \Rightarrow 16$ 時間/月
区分2	3,930	$3,930 \div 196 \div 20.05 \Rightarrow 21$ 時間/月
区分3	5,770	$5,770 \div 196 \div 29.43 \Rightarrow 30$ 時間/月
区分4	10,850	$10,850 \div 196 \div 55.35 \Rightarrow 56$ 時間/月
区分5	17,380	$17,380 \div 196 \div 88.67 \Rightarrow 89$ 時間/月
区分6	25,000	$25,000 \div 196 \div 127.5 \Rightarrow 128$ 時間/月
障害児	9,750	$9,750 \div 196 \div 49.74 \Rightarrow 50$ 時間/月

重度訪問介護：令和3年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合（550単位（※））」（切り上げ）により算出

令和3年度国庫負担基準（単位）		支給基準時間
区分4	28,430	$28,430 \div 550 \times 3 \div 155.07 \Rightarrow 156$ 時間/月
区分5	35,630	$35,630 \div 550 \times 3 \div 194.34 \Rightarrow 195$ 時間/月
区分6	50,800	$50,800 \div 550 \times 3 \div 277.09 \Rightarrow 278$ 時間/月

※重度訪問介護では、原則3時間以上の利用が想定されているため、「2時間 30分以上 3時間未満」の550単位を利用し、3倍したものを支給基準時間とする。

同行援護：令和3年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間1時間未満の場合（300単位）」（切り上げ）により算出

令和3年度国庫負担基準（単位）		支給基準時間
区分に関わらず	13,270	$13,270 \div 300 \doteq 44.23 \Rightarrow 45 \text{ 時間/月}$

行動援護：令和3年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間1時間未満の場合（407単位）」（切り上げ）により算出

令和3年度国庫負担基準（単位）		支給基準時間
区分3	15,310	$15,310 \div 407 \doteq 37.61 \Rightarrow 38 \text{ 時間/月}$
区分4	20,630	$20,630 \div 407 \doteq 50.68 \Rightarrow 51 \text{ 時間/月}$
区分5	27,440	$27,440 \div 407 \doteq 67.42 \Rightarrow 68 \text{ 時間/月}$
区分6	35,660	$35,660 \div 407 \doteq 87.61 \Rightarrow 88 \text{ 時間/月}$
障害児	19,480	$19,480 \div 407 \doteq 47.86 \Rightarrow 48 \text{ 時間/月}$

重度障害者等包括支援：令和3年度国庫負担基準÷「報酬単位所要時間1時間未満の場合（203単位）」（切り上げ）により算出

令和3年度国庫負担基準（単位）		支給基準時間
区分6	94,770	$94,770 \div 203 \doteq 466.84 \Rightarrow 467 \text{ 時間/月}$

様式第1号

年 月 日

坂出市福祉事務所長 殿

住所

氏名

非定型基準申請書

標準的な支給量では十分な障害福祉サービスが受けられないので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1	希望するサービス名および支給量	居宅介護（家事援助） 居宅介護（身体介護） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月 時間/月 時間/月 時間/月 時間/月 時間/月
2	非定型の支給申請をする理由		
3	添付書類	(1) サービス利用計画書 (2) 勘案事項整理票 (3) その他、福祉事務所長が必要と認めるもの	

様式第2号

第 号
年 月 日

坂出、宇多津広域行政事務組合
障害支援区分審査会 会長 殿

坂出市福祉事務所長

判定依頼書

下記の障害者等から、標準的な支給量では、十分な障害福祉サービスの支給を受けることができない旨の申出がありましたので、支給決定（案）の適否の判定を求めます。

記

障害者等 氏名	障害支援 区分	サービス名	支給決定（案）
		支給上限時間数	支給決定（案） 時間数
	区分		

(添付書類)

- ・ サービス利用計画書の写し
- ・ 勘案事項整理表の写し
- ・ 審査会資料等の写し